

指認証規定改定のお知らせ

当行では指認証による本人確認の取扱いについて、利便性や安全性の向上を目的とし、次のお取引を指認証の利用範囲に新たに追加します。

- ① 貸金庫の申込・開庫依頼
- ② キャッシュカードの発行申込・暗証番号の変更
- ③ A T M利用限度額の変更
- ④ 定期預金・つみたて定期預金にかかる各種変更
- ⑤ 指認証用データの変更

これにともないまして指認証規定を見直し、以下のとおり改定します。

記

■ 改定内容

変更条項	内 容
第5条	(指認証の利用範囲) (1)指認証対象口座に関し当行本支店の窓口にて預入れ・払戻し(払戻しによる振替取引、本人の預金口座間の振替、各種手数料の引落としも含みます。)を行う場合、その他当行所定の各種届出(紛失届・変更届等)および取引(貸金庫の開庫依頼等)を行う場合は、指認証による本人確認を行います。
第6条	(指認証用データの照合) (1)当行本支店の窓口にて、指認証対象口座の預入れ・払戻し(払戻しによる振替取引、本人の預金口座間の振替、各種手数料の引落としも含みます。)、その他当行所定の各種届出(紛失届・変更届等)および取引(貸金庫の開庫依頼等)の手続きを行います。

※指認証取引の利用範囲拡大にともない第5条第1項の記載を見直し、「預入れ・払戻し」や「当行所定の各種届出および取引」の内容をより具体的に記載します。また、第6条第1項も第5条第1項の記載にあわせて、同様の内容に変更します。(下線部分が変更箇所です。)

■ 適用日

平成30年4月23日(月)より

くわしくは、窓口へお問い合わせください。